

排出者（消費者）の役割

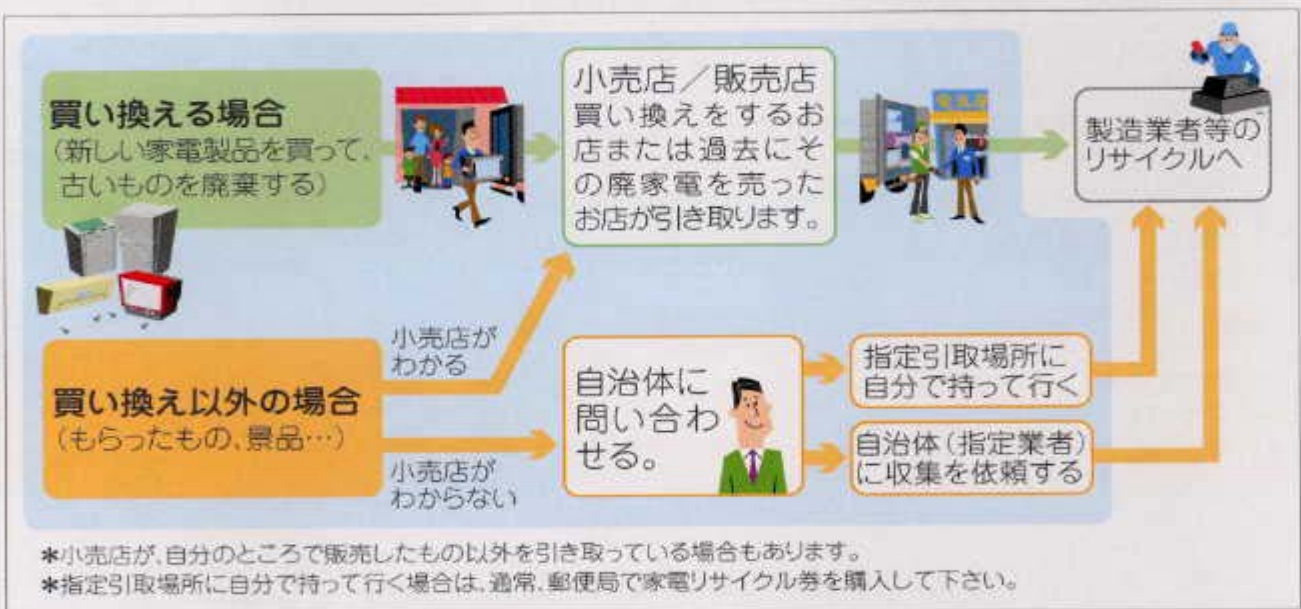
私たちの役割は？



使い終わった対象家電製品を小売業者（家電小売店）に引渡し、収集・運搬と再商品化等に関する料金を支払います。

使い終えた家電製品を廃棄するにはどうすればいいの？ （家電リサイクル法対象品目）

排出者（消費者）は下記のように適正な排出を行うという役割があります。まずは、排出する廃家電が、買い換えをするためなのか、それ以外のものなのかによって、排出方法が異なります。



排出者が支払う料金はどのように使われているのですか？

廃家電を収集し、リサイクルするためには費用がかかります。家電リサイクル法では、家電製品の小売業者に収集・運搬の義務を、製造業者等にリサイクルの義務を課し、家電製品を使った排出者がそのための費用を負担するという役割分担により、循環型社会を形成していくこととなっています。

排出者が支払う料金

収集・運搬にかかる費用
（収集・運搬料金）



再商品化等にかかる費用
（リサイクル料金）



*小売業者の収集運搬料金は店頭掲示等の方法により公表されています。

*製造業者等のリサイクル料金（再商品化等料金）は、家電リサイクル券センターのホームページ（URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp>）に掲載されています。

リサイクル料金の例（消費税込）

エアコン	¥3,675	テレビ	¥2,835	冷蔵庫・冷凍庫	¥4,830	洗濯機	¥2,520
------	--------	-----	--------	---------	--------	-----	--------

パソコンリサイクルについて



家庭で使われなくなったパソコン(家庭系パソコン)はどうしたらいいの?

家庭で使われなくなったパソコンはメーカーが回収し、リサイクルを行っています。

メーカーがわかっているパソコンは、「メーカー」が回収します。



※家庭の使用済みパソコンで、PCリサイクルマークがついているものは、回収・再資源化費用が販売価格に含まれているので、排出時には消費者が新たな料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引き取り、回収・再資源化をします(パソコン3R推進センター事業参加メーカーの場合)

※PCリサイクルマークの付いていないパソコンは、回収・再資源化に関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者が回収・再資源化費用を負担します。

回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進センター」が回収します。

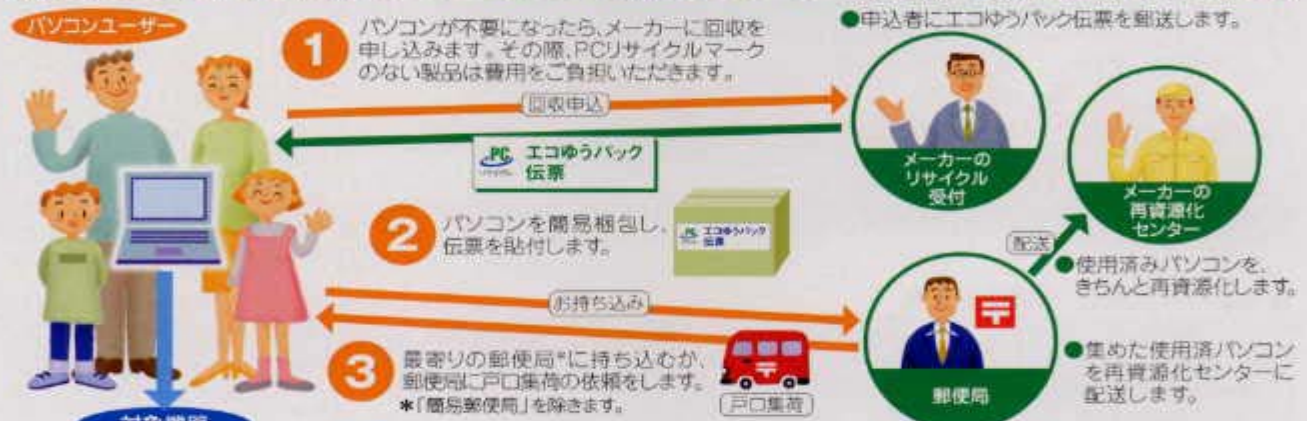
※家庭の使用済みパソコンで、回収するメーカーがないもの(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)については、「パソコン3R推進センター」が有償で回収・再資源化します。

パソコン3R推進センター

URL ▶ <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>

TEL ▶ 03-5282-7685 FAX ▶ 03-3233-6091

家庭系パソコンの回収・再資源化のしくみ (有限責任中間法人パソコン3R推進センター事業参加企業の場合)



対象機器	再資源化率
デスクトップパソコン(本体)	50%
ノートパソコン	20%
CRTディスプレイ/一体型パソコン	55%
液晶ディスプレイ/一体型パソコン	55%

有限責任中間法人 パソコン3R推進センター

URL ▶ <http://www.pc3r.jp/pc3r.html>

■再資源化実績(平成17年4月～平成18年3月)

	プラント搬入質量(t)	プラント搬入台数(台)	再資源化処理量(t)	資源再利用量(t)	資源再利用率(%)
デスクトップ型パソコン本体	1399.4	125229	1256.9	873.4	69.5
ノートブック型パソコン	136.5	44215	94.3	44.0	46.6
CRTディスプレイ装置	2195.6	131140	2195.6	1692.9	77.1
液晶ディスプレイ装置	158.6	30932	102.6	64.7	63.1
計	3890.1	331516	3649.4	2675.0	

※プラント搬入質量、プラント搬入台数は再資源化処理場に搬入し処理した実績を示している。

※事業系パソコンのリサイクルについては、各メーカーの受付窓口へご相談ください。